

【税務業務における主なマイナンバー利用事務】

(平成28年1月現在)

番号	手続	具体的な申請(申告)書	提出者	番号の種類と確認方法	開始時期
1	固定資産税の償却資産の申告	償却資産申告書	申告者本人	申告者本人の個人番号 申告者本人の身元確認	平成28年1月
			代理人	申告者本人の個人番号 代理人の身元確認	
			法人	法人番号	
			代理人	法人番号 代理人の身元確認	
2	法人の納税(完納)証明書の交付	税証明交付申請書	法人	法人番号	平成28年4月
			代理人	法人番号 代理人の身元確認	
3	軽自動車税の減免	軽自動車税減免申請書	申請者本人	申請者本人の個人番号 申請者本人の身元確認	平成28年4月
			代理人	申請者本人の個人番号 代理人の身元確認	
			公益法人	法人番号	
			代理人	法人番号 代理人の身元確認	

※代理人の場合は、原則委任状が必要になります。

※償却資産の法人の申告で、社員の方が提出する場合は、委任状は必要ありませんが、社員証の確認をさせていただきます。

※番号確認又は身元確認に必要なものは、以下のとおりです。

【個人番号の確認ができるもの】

(いずれか一つ)

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)
- ・通知カード

【法人番号の確認ができるもの】

- ・法人番号指定通知書(写しでも可)



【身元確認ができるもの】

①1点で確認ができるもの

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)
- ・運転免許証、身体障害者手帳などの顔写真入りで、住所、氏名、生年月日が記載されているもの

②2点以上必要なもの

- ・健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳などで確認する場合は、2点以上必要です。

●須木庁舎住民生活課、野尻庁舎住民生活課、西小林出張所、紙屋出張所でお手続きする場合も、番号確認が必要になります。

●車検用(継続検査用)の納税証明書は、番号確認はありません。



【お問い合わせ】

〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地
小林市役所 税務課
電話:0984-23-0115(直通)